別紙１

平成２８年１月

総務省自治行政局住民制度課

地方自治法施行規則の一部を改正する省令案の概要

１　改正理由

今般、第１９０回通常国会において成立した森林法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第４４号）により改正された森林組合法（昭和５３年法律第３６号。以下「改正法」という。）の規定により、生産森林組合が認可地縁団体に組織変更することができるようになったことに伴い、規定の整備を行う必要がある。

２　改正の概要

改正法第１００条の２２第１項の規定により生産森林組合が認可地縁団体に組織変更をすることについて認可をした都道府県知事から同条第３項に規定する通知を受けた市町村長は、当該組織変更の効力が生じたときは、同条第４項の規定により読み替えて適用される地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１０項に規定する告示を行うこととなったことに伴い、当該告示に定める事項（名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所、当該組織変更の効力が生じた年月日等）を地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１９条に加えることとする。

３　施行日

　　平成２９年４月１日